

2021年12月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2021年12月9日及び10日にウェブ会議により開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2021年12月 ASAF 会議出席メンバー

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Nishan Fernando 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	川西副委員長
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen
韓国会計基準委員会 (KASB)	Eui-Hyung Kim 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Chiara Del Prete 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
英国エンドースメント審議会 (UKEB)	Pauline Wallace 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rodrigo Andrade de Morais
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon-Hutter 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Jim Kroeker 他

(IASB 参加者)

Andreas Barckow 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2021年12月ASAF会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
インタンジブルズ	75分	80分	3
戦略的／アジェンダ協議	120分	105分	7
プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題	15分	5分	12
のれん及び減損	90分	75分	13
開示に関する取組み－公的説明責任のない子会社：開示	60分	60分	18
開示に関する取組み－的を絞った基準レベルの開示のレビュー	60分	75分	23

今後の日程(予定)

2022年3月31日及び4月1日（ウェブ会議）

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF 対応専門委員会及びディスクロージャー専門委員会において検討を行った。

II. インタングブルズ

議題の概要

3. EFRAG は、2021 年 8 月 27 日にディスカッション・ペーパー「インタングブルズに関するより良い情報—最善の方法はどれか」（以下「本 DP」という。）を公表した。本セッションの目的は、ASAF メンバーに本 DP の内容を共有し、ASAF メンバーから初期のフィードバックを受け取ることである。
4. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
 - (1) インタングブルズに関する現在の情報の問題点
 - ① 本 DP に記載されている問題点は、目的適合的で妥当なものか。
 - ② 追加の問題点はあるか。
 - (2) 最善の方法はどれか
 - ① さらに検討すべきアプローチがあるとすれば、それはどのようなものか。
 - ② 費用対便益が効果的な方法において、どのようにアプローチを組み合わせることができるか。
 - (3) 認識及び測定
 - ① 自己創設のインタングブルズの認識アプローチがあるとすれば、どれを検討すべきか。何を認識すべき規準とすべきか。
 - ② 自己創設のインタングブルズはどのように測定すべきか。
 - (4) 特定のインタングブルズに関する情報
 - ① 情報を、企業の事業モデルにとって主要なインタングブルズに限定すべきか。
 - ② 識別された長所又は短所に同意するか。
 - (5) 将来に向けた費用並びにリスク及び機会の要因に関する情報
 - ① 将来に向けた費用に関する情報は有用か。有用であるならば、経営者による区分に基づくべきか否か。
 - ② 識別された長所又は短所に同意するか。
 - ③ 開示すべきリスク又は機会の要因に同意するか。

(6) 検討すべき問題

- ① どこに情報を記載すべきか。
- ② 識別された問題以外にも、考慮すべき追加の問題はあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

5. ASBJ からの主な発言は次のとおりである。

(1) 本 DP は、どのような情報が財務諸表で提供され、どのような情報が財務諸表外で提供されるべきかについての原則を、IASB が明確にすべきことを示す一例であると考えている。そのような原則の 1 つが、自己創設のインタangibleを財務諸表において認識することの禁止であると考えている。我々は、認識すべきインタangibleの範囲を拡大すべきではないと考えているが、関連する開示を改善する余地はあるかもしれないと考えている。

6. ASBJ からの発言に対する他の参加者からの発言は特になかった。

参加者のその他の発言

7. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(プロジェクト全体について)

- (1) 概念フレームワークの定義を満たすすべての無形資産を貸借対照表に計上するという提案には疑問を感じており、開示の方向に向かうのではないかと考える。
- (2) 現行の認識及び測定規準を変更することは難しく、仮に変更した場合でも、すべてのインタangibleを認識できるわけではないため、利用者のニーズに十分に応えることは難しく、財務報告の領域で対応することに限界があると考えている。現在の財務報告制度を不安定にする危険を冒すよりも、インタangibleに関する情報をサステナビリティ報告や経営者による説明において開示することを検討すべきであると考えている。また、財務報告とサステナビリティ報告の境界線を明確に定義し、財務報告の観点からの財務上の重要性と、サステナビリティ報告の観点からの財務上の重要性を明確にすべきと考える。

⇒Barckow 議長も私も、インタangibleを、IASB と国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) がよく連携しながら検討すべきテーマの良い事例の 1 つと考えて

いる。(IASB Lloyd 副議長)

- (3) インタangibleズに関する議論は、財務報告基準の設定主体だけではなく、ISSBとも連携して進めるべきである。
- (4) インタangibleズに関する議論は、関係者の範囲が広いため、関係者を巻き込みながら、必要な調査を行っていかねばならないと考える。

(インタangibleズに関する現在の情報の問題点について)

- (5) 本 DP で識別した問題点は、目的適合的で妥当なものであるが、アウトリーチ等、さらなる調査が必要である。
- (6) IASB がインタangibleズの定義、認識、測定及び開示についての包括的な見直しに取り組むことを提案する。

(最善の方法について)

- (7) 本 DP における提案にはそれぞれ長所及び短所があるため、費用対効果を考慮しつつ、複数の提案を組み合わせていくべきという予備的見解をもっている。
- (8) 利用者の必要な情報を理解するためにも、まずは開示に重点を置いて検討を進め、次に認識及び測定の検討を行うという段階的なアプローチが望ましい。
- (9) 財務諸表は大きな本になってしまっており、情報過多で重要なことから目をそらしているように思えるため、具体的な開示内容よりも解決策を議論すべきではないか。

(認識及び測定について)

- (10) 現行の IAS 第 38 号「無形資産」の自己創設無形資産に関する認識規準は厳格すぎるため、改訂すべきと考える。改訂する場合は、条件付アプローチにより認識し、原価により測定することを支持するが、現行の規準との関係につき調査が必要である。
- (11) 認識に関する提案のうち、条件付アプローチは検討し得ると考える。また、測定に関しては原価モデルを検討し、原価をどのように追跡すべきか等、多様な関係者への調査が必要であると考えられる。
- (12) 測定基礎に公正価値を採用することは、活発な市場が存在しない場合は見積りや判断を伴うため支持しない。

(特定のインタンジブルズに関する情報について)

- (13) 費用対効果の観点からも主要なインタンジブルズに限定して開示を行うことを支持するが、主要なインタンジブルズの特定方法については調査が必要である。
- (14) 開示する情報は、インタンジブルズの性質、取得や自己創設等のインタンジブルズが生成された背景、予想される将来キャッシュ・フロー等が必要であると考ええる。

(将来に向けた費用並びにリスク及び機会の要因に関する情報について)

- (15) 将来に向けた費用の開示は、企業の将来に対する有益な投資情報が反映される可能性があり、利用者にとっても有用な情報を提供できる可能性がある。このような費用は、経営者の理解と知識に基づき決定されるが、利用者のニーズを考慮し、重要性の原則を適用する必要がある。
- (16) 将来に向けた費用の開示例として示されている費目別の表は、費用を性質別、機能別に分類したものであり、利用者のニーズに沿ったもので、役立つ可能性がある。また、リスク及び機会の要因については、開示する情報の検証可能性や監査可能性が課題になると考える。
- (17) インタンジブルズに関する費用と価値には相関性が乏しく、利用者が知りたいのはインタンジブルズの価値であって、インタンジブルズにかかった費用ではない。

(検討すべき問題について)

- (18) 情報の性質により開示場所は異なるため、インタンジブルズに関する情報のうち、財務情報に関する情報であれば注記で開示し、事業計画や企業の将来の発展に関する情報であれば、経営者による説明やサステナビリティ報告書等で開示することを提案する。また、インタンジブルズや商業上の機密に関する明確な用語の定義が必要と考える。

(その他)

- (19) 本 DP は、IASB がインタンジブルズの検討を開始するうえで良い基礎になるものであると考える。我々の法域では 2022 年に、無形資産に関する長期的なリサーチ・プロジェクトを実施する予定である。

III. 戦略的／アジェンダ協議

議題の概要

8. 本セッションでは、ASAF メンバーの各法域で最近行われた戦略的／アジェンダ協議からのフィードバックや決定事項が共有され、2021年3月に公表されたIASB情報要請「第3次アジェンダ協議」に対するフィードバックとの比較について議論された。本セッションでは、以下の発表が行われた。

(1) FASB

コメント募集「アジェンダ協議」の概要

(2) EFRAG

EFRAGが提出したIASB情報要請「第3次アジェンダ協議」に対するコメント・レターの概要

(3) AcSB

「カナダ会計基準：目的適合性の向上 2022年から2027年の戦略的計画案」の概要

(4) AOSSG（オーストラリア会計基準審議会（AASB）の代表者が発表）

コメント募集「AASBアジェンダ協議 2022-2026」の概要

(5) IASB

IASB情報要請「第3次アジェンダ協議」に寄せられたフィードバックの概要

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

9. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

(ASBJのアジェンダについて)

- (1) ASBJでは、アジェンダ協議は実施していないが、基準諮問会議がアジェンダ協議の役割を担う機関として機能しており、通常、同会議の提言を受けて、アジェンダを決定している。近年は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響もあり、新しい項目をアジェンダに追加していない。
- (2) ASBJは、ICO/STOの会計処理に関するプロジェクトをすでにアジェンダに取り上げており、現在プロジェクトに取り組んでいる。しかし、当初に想定したほど取引量

が増加していないことから、基準設定の必要性を評価しているところである。

(IASB アジェンダ協議について)

- (3) IASB が ISSB を支援することは重要であるが、財務報告のタイムリーな改善を遂行するための IASB の能力に影響を与えるべきではないとする意見が多かったことを歓迎する。
- (4) 無形資産に関するプロジェクトは、その内容が多岐にわたるため、プロジェクトを適切に切り分ける必要があると考える。その切り分け方については、リサーチ・プロジェクトから始めることが最善であると考えている。

10. ASBJ からの発言に対する他の参加者からの発言は特になかった。

参加者のその他の発言

11. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(FASB による発表を受けて)

- (1) FASB のコメント募集には、現在 IASB が進めているプロジェクトと同様に、買収後の業績の開示に関する要望が含まれている。この要望に関して具体的なフィードバックはあったのか、また、それは回答に応じた投資家の間で注目された活動の1つであったのか。

⇒投資家のフィードバックに共通するものとして、買収から1年後に、買収の成否を判断するために、オーガニックな成長と買収による成長を比較するための情報を求めている。これはボード会議で検討すべきテーマと考えている。(発表者)
- (2) デジタル資産の公正価値測定を認めてほしいとの利害関係者の要望について教えてほしい。また、暗号資産に関する広範なプロジェクトでは、投資目的で保有する資産以外にも含めて、テクニカル・アジェンダに追加する余地があるのか。

⇒フィードバックには、一定の暗号資産の公正価値測定の他にも、他のデジタル資産、暗号負債、暗号融資のカテゴリーにまで踏み込んだものがあった。プロジェクトでは、緊急性が高く、最も一般的な要望である「一定のデジタル資産に公正価値があること」への対応を確実に実施していくことが考えられるが、より広範な課題が生じていることには留意すべきであると考えている。(発表者)
- (3) コード化体系へのアクセスの改善について、どのようなコメントがあったのか。

⇒結論の根拠や移行リソースグループ（TRG）の資料の組込みなど、多岐にわたる意見があった。（発表者）

- (4) 新たな取引への対応及び既存の米国会計基準の特定分野の再評価について、回答者の関心のバランスを教えてください。

⇒新たな取引に関しては、デジタル資産に関する新たな取引や ESG 指標と連動した融資などの ESG 取引、また業績情報の分解や投資家の注目トピックに大きな焦点が当てられていた。複雑性の軽減については、回答者の多くは米国会計基準を全面的に変更するのではなく、業績情報の分解や無形資産を除き、的を絞った改善を行うための狭い範囲のプロジェクトを求めているように思われた。（発表者）

（EFRAG による発表を受けて）

- (5) IASB と共有するプロジェクト以外に、EFRAG 固有のプロジェクトも存在しているが、どのように対応する予定なのか。（IASB スタッフ）

⇒具体的には決まっていない。我々は、リソースの 3 分の 1 をリサーチ活動に充てる予定であり、2 つ又は 3 つ以上のプロジェクトの実施は難しいと考えている。（発表者）

（AcSB による発表を受けて）

- (6) 目的適合性のある高品質な会計基準を維持することについて、利害関係者から検討が要望されたプロジェクト及び技術的課題について教えてください。（IASB スタッフ）

⇒政府系企業にとって、IFRS 基準を適用することは非常に難しく、うまく対応しきれないという課題があると認識している。目的適合性の課題に対して、「適用される基準が企業の種類に適しているか」ということに焦点を当てる予定であり、それは複雑性の軽減にもつながってくると考えている。（発表者）

⇒今後 5 年間で、デジタル資産などの問題への対処に加え、業種に適した基準開発を行うという考え方もある。（発表者）

- (7) 財務報告と非財務報告の関連性について、利害関係者の優先度が高い特定の領域があれば、その理由と共に教えてください。

⇒非財務報告では、サステナビリティがよく聞かれる分野である。物事が急速に進んでいるため、我々の法域の利害関係者もどのように協力するかについて理解しようとする関心を持っており、アウトリーチによって多くの意見を聞くことができた。

(発表者)

(AASB による発表を受けて)

- (8) デジタル財務報告の優先順位が低いという意見について、その理由は何か。また、デジタル財務報告は要求事項なのか、又は任意なのか。(IASB スタッフ)

⇒緊急性が理由と思われる。デジタル財務報告よりも、サステナビリティ報告などの他のプロジェクトの方が、現時点では優先度が高いと考えられている。規制当局は、企業に対してデジタル財務報告への取組みを推奨しているが、義務ではない。

(発表者)

- (9) サステナビリティのリサーチ・プロジェクトについて、オーストラリアにおけるサステナビリティを検討することなのか。また、どのような枠組みで行う予定なのか。(IASB 理事)

⇒最近、サステナビリティに関する合同ポジション・ステートメントを公表しており、まずは我々が主体となり作業を進めることになると考えている。これまでのところ、我々の法域の利害関係者は、我々がこの分野を引き受けることに非常に協力的である。(発表者)

(IASB アジェンダ協議について)

- (10) COVID-19 による対応から得られた教訓であるが、現在のプロジェクトを進捗させることと、新たな問題に対処するための時間を確保することのバランスをとることが、すべての基準設定主体にとって重要な課題の1つであると考えている。

- (11) IASB の優先事項と比較することで、我々の法域において優先すべき分野が明確になった。気候関連リスク、暗号通貨及び関連取引、インタangibleは世界共通のテーマであり、サステナビリティ報告への注目もより高まると考えている。

- (12) 共通する優先分野に関して、IASB や他の基準設定主体と共同でリサーチ活動を行うことが、リソース(キャパシティ)の問題を解決することに役立つと考えられる。

⇒キャパシティの問題は、我々だけの話ではなく、利害関係者がどれだけのことを受け入れることができるかという問題でもある。(IASB Lloyd 副議長)

- (13) IASB が目指す方向性には納得しており、暗号通貨のようなものは我々の法域においても今後重要な問題になると思われる。

- (14) 交換可能性の欠如の問題が直接的に影響する法域が存在するため、外貨建取引に

関するプロジェクトを進めることが重要である。

- (15) IASB が、現在の作業計画にある特定のプロジェクトについて、進めるか否かを評価するための規準をどのように考えているのか。

⇒現在の作業計画にあるプロジェクトの中止を求める意見は聞かれていない。今回の情報要請では、現在の作業計画にあるすべてのプロジェクトを継続することが前提であり、またこれらのプロジェクトの多くは審議期間の直後にあるため、作業計画から削除するにはハードルが高い。(IASB スタッフ)

- (16) 優先順位の設定に関して、他のプロジェクトとの相互作用がある場合に、優先順位をどのように設定するかを明確にすべきである。

- (17) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューに関して、いくつかのプロジェクトの優先順位を高くすべきである。

- (18) IASB は、開示に関するいくつかのプロジェクトについて、それぞれのプロジェクトの関連性を明確にすべきである。また、現在の作業計画におけるプロジェクトの優先度と必要性を再評価すべきである。

- (19) 公的説明責任のない子会社の開示について、一定の枠組みを作る可能性があるため、IASB は検討を一時停止すべきかもしれない。

- (20) 「デジタル財務報告」及び「基準の理解可能性及びアクセスのしやすさ」に関して、各基準設定主体において職務の範囲を超えているのか、それとも優先されていないのかを確認したい。(IASB スタッフ)

⇒基準の理解可能性については、リサーチ・プログラムに分類し、今後様々な側面を調査する予定である。アジェンダ協議のために、必ず議論されることになる。

⇒コンサルテーションを踏まえて、我々は、基準の理解可能性を含む IFRS 基準の維持管理及び改善により力を入れるべきであると考えている。これは、プロジェクトの全体のバランスにも関連している。

⇒デジタル財務報告は規制当局が管轄する領域である。

IV. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

12. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、2022 年 3 月 31 日及び 4 月 1 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
13. アジェンダ・ペーパーにおいては、次回 ASAF 会議の議題として以下が提案されている。
 - (1) サプライヤー・ファイナンス契約
 - (2) 特約条項付きの非流動負債
 - (3) 共通支配下の企業結合
 - (4) 料金規制対象活動

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

14. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

15. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 次回の議題として、次のプロジェクトの状況報告が考えられる。
 - ① 動的リスク管理：IASB が順調にプロジェクトを進めており、次回の ASAF 会議までにほぼ完了している可能性があるため。
 - ② 基本財務諸表：多くの重要な暫定決定がなされているため。

V. のれん及び減損

議題の概要

16. IASB は、2020 年 3 月にディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」(以下「DP」という。)¹ を公表した。本 ASAF 会議では、DP で提案された開示に関する IASB の予備的見解 (以下「DP の開示要求」という。) を適用したときに、企業に開示を期待する情報の例² を示し、実務上の課題に関する ASAF メンバーからのインプットを受けることを目的としている。

17. ASAF メンバーに対する質問は、次の 3 つである。

(1) 開示例には、背景セクションにあるすべての詳細は含めていない。貴法域の関係者へのアウトリーチに基づく、スタッフによる例示の中の開示セクションにおける情報の集約は、背景セクションと比較して、財務諸表利用者への有用な情報提供と過度に商業上の機密を開示しないこととの間で適切なバランスを達成しているか。

(2) 貴法域の法規制に基づく、開示セクションの情報の中で、財務諸表で開示した場合に著しい追加の訴訟リスクをもたらす情報があるか。そうである場合、理由は何か。

例えば、貴法域において将来予測的なものとみなされ、財務諸表外で開示される将来予測的な情報に利用可能な「セーフハーバー」保護 (すなわち、訴訟からの保護) の恩恵を受けられない情報があるか。

(3) 開示例に対するその他のコメント又は気付事項はあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

18. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(IASB スタッフによる開示例)

(1) 限定的なアウトリーチの結果、財務諸表利用者からは、開示例は企業結合の進捗

¹ 次のウェブサイト参照のこと。

<https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/03/iasb-publishes-goodwill-discussion-paper/>

² AP には IASB スタッフが作成した仮想的な企業結合の事例が示されている。これは、企業の最高経営意思決定者 (CODM) が保有する情報で構成される背景セクション及び DP の開示要求に基づき企業が開示することが期待される開示の例を示した開示セクションで構成されている。第 469 回企業会計基準委員会 審議 (2)-3 ASAF への対応 (のれん及び減損) 別紙 を参照。

状況を示す観点で有用な情報を提供しているとの意見が聞かれている。また、財務諸表利用者は商業上の機密について問題はないとしたものの、開示例が順調な企業結合のケースであることを指摘し、順調でないケースでは問題になり得るとの意見が聞かれている。

一方で、財務諸表作成者からは、改善は認められるものの、引き続き開示を懸念する意見が寄せられており、例えば、開示例の市場占有率及び従業員関連の情報は機密性が高いとの意見があった。また、非財務の指標について、財務諸表で認識される項目との関連性が明確ではないとの懸念が聞かれている。

(財務諸表で開示した場合の訴訟リスク)

- (2) 我々の法域においては、「セーフハーバー」保護のような取扱いはないため、情報が財務諸表内で開示されるか外で開示されるかで基本的に違いはない。ただし、情報が監査対象か否かでリスクが異なる可能性があり、我々の法域では監査対象は財務諸表のみであるため、財務諸表内か外かでリスクに違いが生じる可能性がある。

19. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(IASB スタッフによる開示例)

- (1) 財務諸表作成者からは、商業上の機密に関する懸念が強く聞かれている。例えば、期待シナジーには雇用に関連する情報が含まれることがあり、定量情報はおろか当該事実自体を秘匿せざるを得ないとされている。また別の例では、シェアの獲得を目的として低価格で積極的に市場に参入するとの意向を開示することにも懸念が示されている。
- (2) 財務諸表作成者は競争相手に商業上の機密である情報が提供されることを懸念している。そうした情報にはシナジーや市場占有率、成長率などの定量的な目標がある。また、定量的な目標と事後の業績との比較は、管理会計の目的で役立つとしても、一般目的の財務諸表に馴染まず、信頼性の点でも監査を受ける情報としても疑問があるとされている。
- (3) 財務諸表作成者から商業上の機密として懸念があった情報としては、重要業績評価指標 (KPI) がある。これが開示されると、企業の戦略や今後の企業結合についての洞察を競争相手に提供することになると考えられている。また、シナジーについてもある程度懸念が聞かれている。これは、交渉相手に重点を置いている領

域に関する情報を提供することになることや測定が困難なことがあるからである。

- (4) 企業結合後の業績の開示について、どのような状況で商業上の機密が問題となると企業が考えるかは企業結合の成否にもよるため、一概に特定するのは難しい。

参加者のその他の発言

20. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 財務諸表利用者は提案の方向性を支持しており、このアプローチの有用性は他の投資にも通じるとしている。ただ、域内の基準設定主体等との議論では、開示例は単純であり、より機微に触れる情報（例えば独占的な市場支配力の獲得を目的とした企業結合等）により検証されるべきであるとされている。
- (2) 開示例は比較的、単純であり、商業上の機密の問題があるとは言いにくい。しかし商業上の機密の有無は実際の状況によるため、財務諸表作成者と財務諸表利用者との間で一定の綱引きがあることは受け入れる必要がある。この点、IFRS 第3号「企業結合」では企業結合の目的の開示が要求されているため、これを出発点として最高経営意思決定者（CODM）がモニターする情報に結び付け、そのうえで測定の信頼性、監査、情報の開示場所といった関連する課題を検討していくことがよいと考える。また、企業はロードショー等で企業結合の戦略等を説明しており、その水準感が、商業上の機密の課題の解消を図るのに役立つ可能性がある。
- (3) 我々は、開示例は、理論的には有用な情報を提供する目的を達成している可能性があると考えますが、開示例に示される情報が商業上の機密か否かは個別の状況に照らして分析する必要があると考える。なお、のれんに関する期待シナジーの定量情報の例は、企業結合の実情を表していない可能性があると考えます。
- (4) 期待シナジーの定量情報の開示については、シナジーの見積りに重要な判断が必要なこと、そして将来予測的なインプットが用いられることに懸念が寄せられている。また、非財務の指標の開示について商業上の機密に関する懸念が寄せられており、域内のメンバーから、定性的な情報で十分かどうかを示す例を作成すべきとの意見が寄せられている。
- (5) 商業上の機密への対応については過去の基準開発においても議論されており、例えば IFRS 第3号「企業結合」及び IFRS 第8号「事業セグメント」³を開発した際

³ IFRS 第8号第20項では、企業が従事する事業活動、及び企業が事業を行う経済環境の性質や財

の文案から学ぶものがあると考え。

- (6) サステナビリティ報告では将来予測的な情報が強調されており、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組みを適用する場合には相当に精密な情報提供が期待されている。その一方で、ここで検討している財務報告では将来予測情報を含めることに慎重であり、サステナビリティ報告との間のジレンマについては検討すべき課題と考える。

（財務諸表で開示した場合の訴訟リスク）

- (7) 企業結合後の情報については、我々の法域でもより多くの情報を求める意見が聞かれているが、検討に際しては、商業上の機密だけでなく、経営者の目的に関連する将来予測情報をどこに開示するかに関する懸念も生じるだろう。そうした懸念については、解消できる度合いをどのように評価するかが明らかでない。また、開示を通じて、例えば、市場占有率やコストの削減などに監査の対象が広がる可能性があるため、監査人が追加のリスクを負う領域について、関係者の周知や検討が必要である。

⇒非財務の指標を財務諸表に含めるとの議論は、基本財務諸表プロジェクトにおける経営者業績指標（MPM）の提案でも多くの議論が行われた。上記の例を用いると、市場占有率は会計基準で要求するから財務情報になるのか、そしてその場合、どのように算定方法を規定するか、ということが課題になる。そのような規定がないと IFRS に準拠したと言えず、監査も困難である。このような理由から経営者による説明で開示を行うことを支持する意見がある。

- (8) 我々の法域において、「セーフハーバー」保護はない。財務諸表作成者は財務諸表に開示する内容に対して慎重になっており、特に期待シナジーの定量情報などは将来予測的であり、主観的なものであるため、財務諸表外での開示を提案する関係者もいる。
- (9) 我々の法域では、虚偽の財務諸表を作成することは量刑の重い違法行為とみなされるおそれがあり、財務諸表作成者は、虚偽を意図していなくても有罪と判断されることを懸念している。これは、将来予測的な情報であろうが、実績情報であろうが変わりはない。そのため、財務諸表作成者は財務諸表で開示する内容に対して慎重になっている。

務的な影響を、開示しなければならぬとされており、結論の根拠（BC43 項から BC45 項）では、そのドラフトの際に競争上の障害による免除の設定について議論したとされている。

(10) 情報の開示により、例えば、アーンアウト条項⁴の関係者から訴訟を受ける可能性が考えられる。また、従業員の削減によりコストの削減を図る場合、遵守すべきプロセスがあり、開示する内容を慎重に検討する必要がある。

(11) 財務諸表には多くの会計処理の見積りが含まれているが、DPの開示要求について、真摯に見積りを行っても訴訟リスクは変わらないのか。(IASB スタッフ)

⇒企業結合に係る経営者の目的や期待は会計上の見積りと異なるという見方があるかもしれない。例えば、市場占有率を高める、雇用を維持するなどの経営者の期待は見積りの仮定とはみなされないだろう。

⇒予想信用損失の見積りに係る判断についても、将来の見通しに関連する情報を必要としており、測定のために行われる見積りとDPの開示要求との間で共通する側面はあると考える。(IASB Lloyd 副議長)

⇒訴訟の提起を検討する当事者は「企業が真摯に見積りを行ったか」を問題にする可能性があり、ここに訴訟リスクがあると考ええる。(IASB 理事)

(その他)

(12) 実際には、開示例のような単純なケースばかりではなく、企業結合後の状況に応じて組織のあり方が変わったり、COVID-19など、企業結合後の業績に影響を与える可能性のある外部事象が生じたりすることもある。このことから、取扱いは可能な限り原則主義なものとするべきであると考ええる。

⁴ 企業結合の対価の一部について、あらかじめ合意された目標を企業結合後の一定期間において達成したこと等を条件として支払うとする条項のこと。

VI. 開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示

議題の概要

21. IASB は、2021 年 7 月 26 日に IASB 公開草案 (ED/2021/7) 「公的説明責任のない子会社：開示」 (以下「基準書案」という。) を公表した (コメント期限：2022 年 1 月 31 日)。
22. 基準書案は、企業は、報告期間の末日現在で次のすべてに該当する場合に、かつ、その場合にのみ、基準書案を適用することが認められるとしている。
- (a) 子会社である
 - (b) 公的説明責任を有していない
 - (c) IFRS 基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成する最終的な又は中間的な親会社を有している
23. また、企業は、次のいずれかの場合には公的説明責任を有しているとしている。
- (a) 企業の負債性金融商品又は資本性金融商品が公開市場 (国内又は国外の証券取引所又は店頭取引市場 (地方市場及び地域市場を含む)) で取引されているか又は公開市場での当該金融商品の発行の過程にある場合
 - (b) 主要な事業の 1 つとして、外部者の広範なグループの受託者として資産を保有している場合 (ほとんどの銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー/ディーラー、投資信託会社及び投資銀行がこの要件を満たすであろう)
24. 本セッションでは、提案されている基準書案を適用できる企業の範囲について、ASAF メンバーに予備的見解やコメントを求めている。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

25. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 我々は、範囲に関して、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」が、「IASB は一般目的財務諸表について、誰が作成しなければならないか、誰が作成すべきか、誰が作成できるのかを決定する権限はない」(BC3.13 項) と示していることに留意しており、IASB は各法域における IFRS 基準の権威付けを行う役割は有しておらず、その役割は各法域の規制当局が担うものであると考えている。そのため、基準書案についても、IASB が適用範囲を決定すべきでないと考えられる (IFRS for SMEs 基準についても同様と考えられる。)

- (2) IASB が基準書案の範囲を定めないことにより、ある法域の規制当局が考えるあるべき適用範囲と IASB の考える適用範囲が異なる場合にも、柔軟に対応することができるようになると考えられる。
- (3) 我々の法域では、法令等に基づく法定決算の財務諸表とは別に、企業が自発的に IFRS 基準に基づき財務諸表を作成することがある。公的説明責任を有する子会社や関連会社が、自発的に、基準書案に従って開示要求が削減された財務諸表を作成する場合、基準書案の提案では、基準書案の開示要求に従っているにも関わらず、適用範囲の適格要件を満たさないために、IFRS 基準に準拠しないことになる。我々は、基準書案を適用した旨が明確になっている限りにおいて、どのような企業が作成した情報であっても、その情報は IFRS 基準に準拠したものと認めるべきであると考ええる。
- (4) IASB が基準書案を開発するにあたって、適用することを想定した企業の範囲を示すことは関係者にとっても有用であると考えている。

(次項(1)で示した、基準書案の適用範囲を決定せず、適用を完全に任意とした場合、IASB が意図しない企業が基準書案を適用し、IASB のブランドを維持できないおそれがあるとの意見を受けて)

- (5) 基準書案を適用した場合は、適用した旨が財務諸表に明確に示されることで、作成された財務諸表の開示が、基準書案に従って削減されたものなのか理解することができる。
- (6) 我々は、すべての企業がすべての状況において自由に基準書案を選択できるようにすべきと主張しているのではない。財務諸表の作成が各法域の法令や規制で要求されている場合は、IASB が示す基準書案の開発で意図した適用範囲を踏まえて、規制当局が最終的に適用範囲を決定すべきであると考えており、一方で、財務諸表の作成が完全に任意である場合は、どのような企業であっても基準書案の利用を制限されるべきでないと考える。

26. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 基準書案の開示要求は、上場企業等を対象として設計されていない。上場企業や公的説明責任がある企業については完全版の IFRS 基準を適用すべきだという市場や投資家からの期待があると考えられるが、基準書案の適用範囲を決定せず、その適用が完全に任意であるならば、基準書案を上場企業等が適用した場合に、投資家の

期待に応えられず、IASB のブランドを維持できないおそれがある。(IASB Barckow 議長、IASB Lloyd 副議長、IASB 理事)

- (2) 基準開発において、基準設定者として、どのような投資家を対象として要求事項を設定するのか明確にしなければ、要求事項が適切であるかどうか評価することは難しい。(IASB Lloyd 副議長、IASB 理事)
- (3) 開示の削減やより簡素化された開示要求の適用を望む企業の期待と、説明責任を果たすのであれば完全版の IFRS 基準を適用すべきという市場の期待との間で、どのようにバランスをとるかが重要である。(IASB Barckow 議長)
- (4) IASB は、削減された開示要求を適用することが適切でない企業を示しているのであり、基準書案を適用すべき企業を指示しているのではない。(IASB 理事)
- (5) すべての法域において規制当局が IFRS 基準の承認プロセスを有しているとは限らないとする意見を新興経済グループの会合で聞いている。ASBJ の指摘は、各法域における IFRS 基準のエンドースメントの問題を議論するきっかけとしては有意義な指摘である。(IASB 理事)
- (6) 国や地域によって財務報告フレームワークは異なるため、基準書案の適用が意図しない結果を招かないように各法域の規制当局が慎重に検討する必要があることから、各法域の規制当局が基準書案の適用を決定する余地を残しておくべきと考えており、この点は日本の意見に近いものである。そのためにも基準書案の適用開始までに十分な時間を確保すべきである。

参加者のその他の発言

27. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(適用範囲の拡大を求める意見)

- (1) 一部のメンバーは、基準書案における適用範囲を拡大することを提案した。すべての公的説明責任のない企業が基準書案を採用できるようになれば、IFRS 基準の採用が促進される可能性がある。また、IFRS for SMEs 基準の開示要求に関して重大な懸念は観察されていないこと、財務諸表の比較可能性の向上につながることから、対象を子会社に限定すべきではないという意見がある。
- (2) 我々の法域において財務諸表にどのように基準を適用するかは地域により状況が異なり、多様化している。基準書案の提案する適用範囲についても様々な意見が

あるため、テストを実施し、慎重に検討を進めるべきである。その結果、範囲を拡大することはあり得ると考える。

(基準書案の提案する適用範囲を支持する意見)

- (3) 基準書案の提案する適用範囲を支持する。範囲を広げることに対する利害関係者のニーズは低いと認識している。また、開示要求を削減する基準の作成については十分に慎重であるべきであり、提案された適用範囲から拡大すべきではないと考える。
- (4) すべての中小企業に適用範囲を拡大する場合、基準書案と IFRS for SMEs 基準の 2 つの選択肢を与えることになり、財務諸表の比較可能性が損なわれる結果につながることを懸念している。
- (5) 現在 IFRS 基準を適用している中小企業においては、利害関係者は詳細な開示を求めている可能性があるが、基準書案の適用範囲を拡大することでこれらの利害関係者の求めるレベルの開示が行われなくなることを懸念する。
- (6) 基準書案の提案する適用範囲を一定程度支持する。しかし、法域ごとに様々なタイプの企業があるため、さらなる議論が必要と考える。

(プロジェクトに関する意見及び提案)

- (7) 基準書案を策定するというプロジェクトを支持する。世界的に事業を展開している企業やグループがあり、基準書案が海外子会社における開示コストの削減に繋がることを期待している。
- (8) 一部のメンバーは、子会社に関する開示コスト削減のニーズは理解するものの、本来は完全な IFRS 基準による開示が望ましいと考えることから、適用を任意とすることを前提に、基準書案への支持を表明した。
- (9) 親会社の立場からすると、子会社からの情報が削減されることから、基準書案の適用を許可しない可能性がある。また、子会社の立場からすると、親会社から連結財務諸表作成目的で完全版の IFRS 基準レベルの情報提供が求められている場合、子会社自らの財務諸表に基準書案を適用してもメリットが失われることになる。そのため、基準書案により開示コストが削減できるかどうかにつき現時点では確信が持てない。
- (10) 我々の法域では、すでにローカル GAAP において子会社に削減された開示を認めており、広く使用されている有用なフレームワークである。また、一定の条件下で

親会社の開示を削減することも認めており、IASB が同様のアプローチを採用することを提案する。

VII. 開示に関する取組み一的を絞った基準レベルの開示のレビュー

議題の概要

28. 本セッションでは、IASB が 2021 年 3 月に公表した公開草案「IFRS 基準における開示要求一試験的アプローチ IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の修正案」（以下「ED」という。）について、フィールドワーク及びアウトリーチの最新情報を説明すること並びに ASAF メンバーの法域における初期的フィードバックについて議論が行われた。

29. IASB スタッフから ASAF メンバーに対し、以下の点について意見が求められた。

(1) ASAF メンバーは、提案された内容について、各法域からどのようなフィードバックを受けたのか。

① ED で提案されている開示要求に対する新しいアプローチのガイダンス案について

② IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の新しい開示要求案について

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

30. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである（ガイダンス案についてのみ発言した）。

- (1) ED 提案の一般的な方向性（チェックリストの順守から判断の適用に焦点を移動させること）を支持する。
- (2) しかしながら、この変更を実現するためには、監査やエンフォースメントにおいても、チェックリストに基づく対応から判断の適用に基づく対応への転換を行わなければならない。したがって、我々は IASB に対して、監査人や規制当局とも協働し、プロジェクトを進めることを強く求める。
- (3) また、ガイダンス案は、利用者のニーズという概念に依拠しすぎていると考える。多種多様な利用者のニーズすべて満たしているか決定することを企業に要求するのは負担が大きいと思われる。
- (4) 企業が一般目的財務諸表を作成する際に、利用者のどのようなニーズを満たすべきかを決定することは、基準設定主体の仕事であり、基準設定主体がこの決定方法に関する原則を開発することが重要であると考え。ガイダンス案にはこの原則が欠落しており、IASB がこの原則を開発しない限り、本プロジェクトは成功しないと考

える。

31. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 大多数の参加者は、プロジェクトの方向性を支持した。
- (2) 一方、ある参加者は、開示目的を導入することには賛成だが、開示項目に非規範的な表現を使用することには反対で、意見が割れているとした。同参加者は、反対の理由として、重要性の概念を適切に適用すれば本プロジェクトが目指しているのと同じことが実現できるために、ED が提案する抜本的な変更は正当化することができないとした。また、同参加者は、本提案では開示項目の削減につながらないこと、関係者はチェックリストを求めていること、非規範的で強制でない項目が新たなチェックリストとなり得ること等も指摘した。
- (3) また、プロジェクトの方向性を支持した者の中には、以下の実務上の懸念を指摘した者がいた。
 - ① 重要性を判断することは困難であり、より多くの重要性に関するガイダンスが必要と考える。
 - ② 作成者、監査人、規制当局との間で重要性に関する判断や見解が異なり、重要性の判断をする際に、困難に直面する可能性がある。
 - ③ 比較可能性を確保するためには、最低限の開示の要求事項を規定するのが良い。
 - ④ 一方、最低限の開示の要求事項を規定すると、重要性よりもコンプライアンスをいかに厳格にするかに焦点が向いてしまうため、IFRS 基準の規範的な開示の要求事項を見直す必要があると考える。
 - ⑤ 我が国の多くの作成者及び監査人はチェックリスト・アプローチを好んでいる。また、我が国の利用者の多くは、財務諸表に開示された情報が完全であるかどうか、比較可能であるかどうかをより重要視している。
 - ⑥ 子会社の多い企業は、連結財務諸表を作成するコストが増加する。
- (4) 中小規模の企業は、ED の提案に対応するのにより多くのコストがかかる。
- (5) 短期的には、望ましい開示を構築することは困難であるが、市場の力によって長期的には企業間で同じ開示が行われていくことになると考えられるため、十分な移

行期間を設ける必要がある。

- (6) 規範的な開示リストと目的ベースアプローチとの間で適切なバランスを取ることが必要と考えられる。(IASB Barckow 議長)
- (7) 重要性、判断及び開示項目のリストの間で、適切なバランスをとる必要があると考える。(IASB Lloyd 副議長)

参加者のその他の発言

32. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(IFRS 第 13 号「公正価値測定」及び IAS 第 19 号「従業員給付」の新しい開示要求事項について)

- (1) 現行の IFRS 第 13 号はレベル 3 の詳細を開示することに焦点を置いているが、レベル 2 にも測定の不確実性があるために、利用者は ED の提案を支持した。

また IAS 第 19 号について、キャッシュ・フロー情報を開示する理由及び従業員給付に対するより詳細なガイダンスが必要と考えられる。

- (2) IFRS 第 13 号及び IAS 第 19 号の改訂に関しては、多くの賛成意見が聞かれた。

一方、IFRS 第 13 号と IAS 第 19 号が個別に改訂され、本プロジェクトのガイダンスを IFRS 基準全体にどのように実施していくのかを検討する必要があると考える。

以 上